

弊社の運輸安全マネジメントに関する取組み

弊社におきましては、運輸安全マネジメント導入に伴い、社長以下全社員が一丸となって、安全を確保するために、次のとおり取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び運輸部担当、または運輸部業務に従事する役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

- (2) 弊社は、輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、及び全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

輸送の安全を確保するために、安全に係る基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、全社員が一丸となって事故防止に努めます。

「安全方針」

私たちは安全を最優先に考え、お客様が安心できる輸送を目指します。

* 決められたルールを守ります。

* お客様を大切にすることを心がけ、「三つの基本」を守ります。

- ① 挨拶と気配り
- ② 言葉づかい
- ③ 表情と態度

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

3. 輸送の安全に関する目標
 - ・【別紙A】「平成22年度 輸送の安全に関する目標・計画（教育・研修計画含む）」の目標の通りです。
4. 輸送の安全に関する計画並びに教育・研修
 - ・【別紙A】「平成22年度 輸送の安全に関する目標・計画（教育・研修計画含む）」の計画(教育及び研修計画)のとおりです。
5. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有
 - ・【別紙B】「平成22年度 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有」の通りです。
6. 環境にやさしいエコドライブ運動の推進
7. 運輸安全マネジメントに関する平成21年度実施・実績内容について
 - ①平成21年度「輸送の安全に関する目標・計画」における実施・実績内容【別紙C】の「平成21年度 実施・実績報告書」の通りです。
 - ②平成21年度 事故に関する当社の発生状況
 - イ. 「自動車事故報告規則 第2条」に規定する事故に関する統計(当社が第一当事者の事故以外を含む)
 - ・ 死傷事故 (第2条 第3項) 2件
 - ・ 車内事故 (第2条 第7項) 3件
 - ・ 車両故障 (第2条 第11項) 9件
 - ロ. 事故に関する統計と達成状況
 - ・ 有責事故 171件

※ 平成21年度は「有責事故対前年比10%の削減」を目標に取り組みましたが、有責事故対前年比1.2%増加となり、目標を達成できませんでした。
8. 弊社の「安全管理規程」は、【別紙1】の通りです。
9. 安全統括管理者に係る情報
 - ・ 安全統括管理者 北田 定明
10. 輸送の安全に関する内部監査結果
 - ・ 平成22年2月26日に経営管理部門に対する内部監査を実施し、すべての項目において監査基準に適合していることを確認しております。
 - ・ 平成21年12月に全営業所で内部監査(保安監査)を実施しました。監査の内容は、運行管理をはじめ労務管理や勤務処理が関係法令や社内規程に照らし適正に管理保管されているかなど約50項目について監査を実施した結果、全営業(支)所とも良好であることを確認しております。

安全管理規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長及び運輸部を担当、または運輸部業務に従事する役員(以下「運輸部担当役員」という)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2. 傘下のグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
3. 管理の受委託に係る受託事業者及び管理を委託した事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、管理を受委託した事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は可能な範囲において、管理を受委託した事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員（以下「経営トップ」という）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保や体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
2. 管理課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業(支)所長を統括し、指導監督を行う。
 3. 各営業(支)所長は、管理課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業(支)所を統括し、指導監督を行う。
 4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で本社に不在の場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 経営トップのうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針・重点施策・目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転手等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体系は別に定めるところによる。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安

全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、関係部署が記録し、保存の方法は「文書取扱規程」に準ずる。

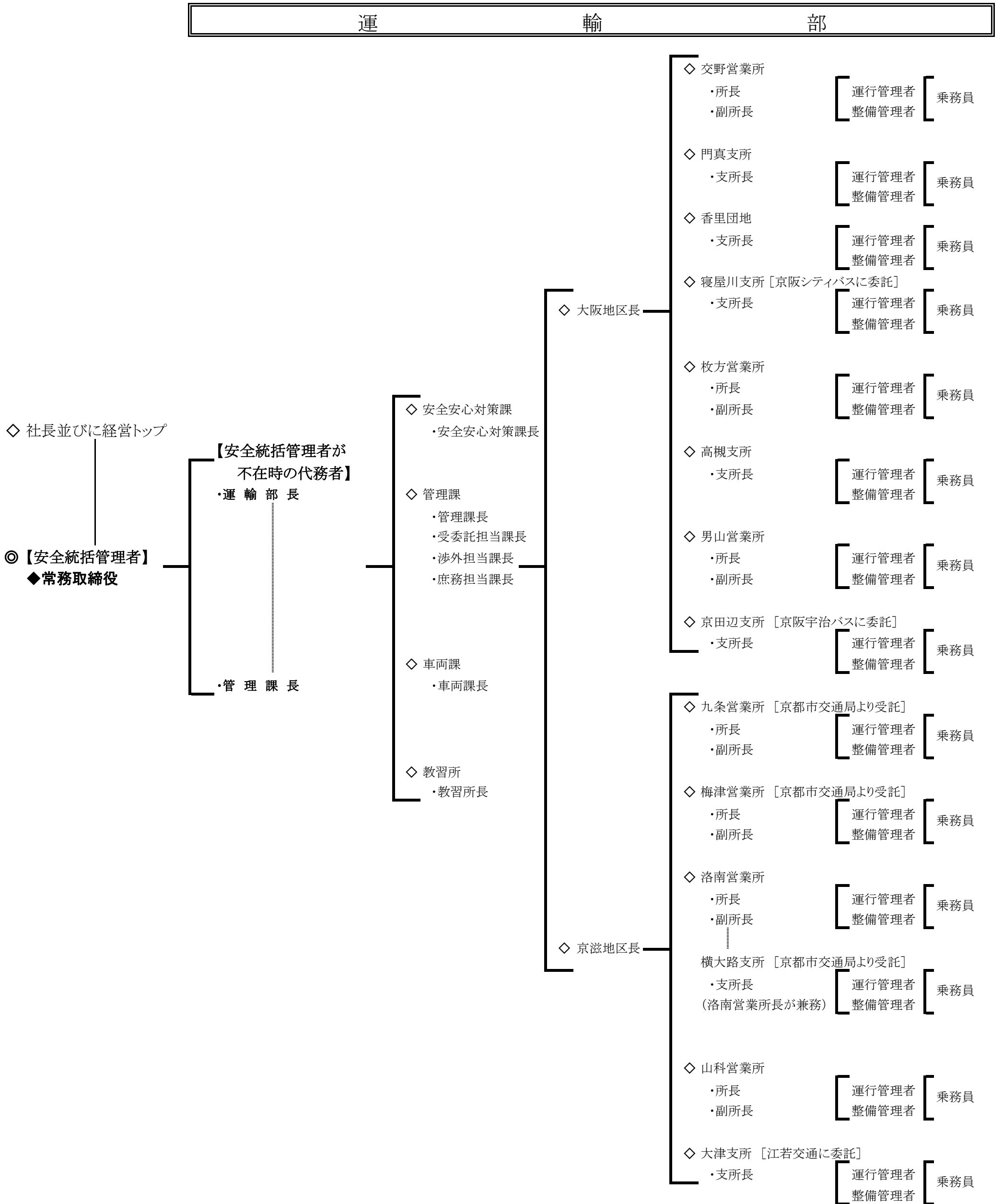
◇付 則

・この規程は、平成18年10月1日より実施する。

1. 平成19年4月1日 一部改正
改正内容：「業務組織図」安全安心対策課の追加と田辺支所の委託
2. 平成19年7月2日 一部改正
改正内容：「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
3. 平成20年2月6日 一部改正
改正内容：「管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針」の変更
4. 平成20年5月10日一部改正
改正内容：「業務組織図」京田辺支所に名称変更
5. 平成20年7月2日一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
6. 平成21年7月2日一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
7. 平成22年7月2日一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更

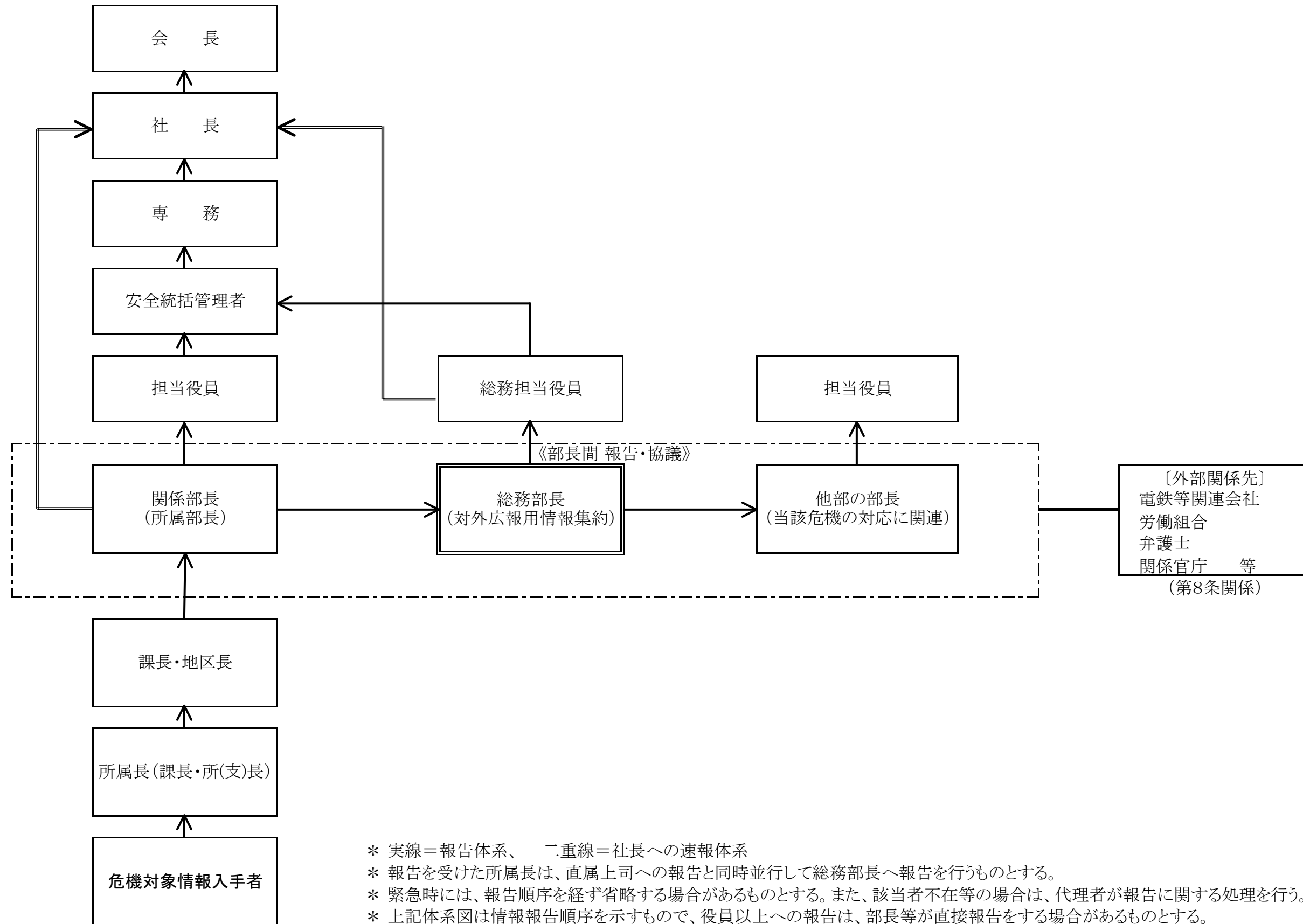
業務組織図（規程第8条4項関係）

平成22年7月2日現在



事故・災害等に関する報告連絡体系図(安全管理規程第13条第1項関係)

平成22年7月2日現在



平成22年度 輸送の安全に関する目標・計画(教育・研修計画含む)

目 標	計 画	輸送の安全に関する投資
<p>1. 有責事故150件以下</p> <p>(1)追突事故の削減 車庫内及び駐車場内の後退追突事故の根絶</p> <p>(2)負傷事故の削減 自転車乗り及び歩行者との接触事故の根絶</p> <p>(3)車内事故の削減 発進及び停車時における車内転倒事故の根絶</p> <p>(4)飲酒・酒気帯び出勤の撲滅</p> <p>2. 弊社が第一当事者となる重大事故件数0件</p>	<p>【輸送の安全に関する計画】</p> <p>(1)安全運動</p> <ul style="list-style-type: none"> * 春の全国交通安全運動 * 夏の交通安全運動 * 秋の全国交通安全運動 * 年末年始輸送の安全総点検 * 環境にやさしいエコドライブ運動 <p>上記安全運動を中心に当社独自の事故防止運動を展開し、輸送の安全性の向上に努めます。</p> <p>① 運転関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点呼の厳正化を図るため、点呼査察(点呼立会い)を実施します。 ・社長、安全統括管理者、運輸部担当役員及び運輸部長等による職場巡回を実施します。 ・本社管理職による添乗査察を実施し、運転と運転に対する姿勢・接遇向上を図ります。 ・事故事例等の情報共有、研究、分析を進め同種の事故の再発防止に努めます。 ・新たに、事故を複数回惹起した乗務員に対する研修(事故惹起者及び事故多発者研修)を実施し、個別指導の強化を図ります。 ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)の検査結果に基づくカウンセリング指導を実施します。また、新規雇用運転手については検査を実施します。 ・インターネット適性診断システム「ナスバネット」を活用し、安全教育及び事故防止の対策として活用します。 ・アルコール検知器を更新し、より厳正な点呼の実施を図ります。 ・異常事態発生(重大事故、車両火災、テロ等)を想定した事故対策の合同訓練を実施します。 <p>② 車両関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス、ワンステップバスの導入 乗合バスの代替車両としてノンステップバス 24両、ワンステップバス 5両を導入し、安全性の向上を図ります。 ・デジタコの導入 18年度よりデジタコを導入しておりますが、引き続き車両代替え時に、デジタコを導入し運行管理面の充実を図ります。 ・ドライブレコーダーの導入 事故および異常事態発生時の記録映像の活用。また、データを安全運転の指導に活かすことによる事故防止対策とします。 <p>(2)運転保安に対するヒヤリハットを報告する体制を確立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故に至らなかったヒヤリハット体験を報告する体制を実施し、収集分析して事故防止に努めます。 <p>【輸送の安全に関する教育及び研修計画】</p> <p>(1)管理者に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社教習所で安全運行に関する1日研修を実施します。 <p>(2)乗務員に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレフィール湖東の運転手1日安全研修コースを実施します。 ・安全マネジメント体制の構築を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止啓発費 …………… 500千円 ・クレフィール湖東交通安全研修(1泊) … 1,200千円 ・SAS検査 …………… 60千円 ・アルコール検知器 …………… 5,300千円 ・車両購入 …………… 660,000千円 ・ドライブレコーダー搭載 …………… 8,200千円 ・クレフィール湖東交通安全研修 …… 2,600千円 ・NASVA安全マネジメント コンサルティングを実施 …… 1,300千円

【別紙B】

輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

方 法	内 容	実 施 時 期 ・ そ の 他
1. 役員会(常勤役員会)	社長以下、全常勤役員が前月分の「事故並びにお客様のご意見について」の分析と意見交換を行う。	*毎月、1回開催。
2. 所長会議	安全統括管理者、運輸部担当役員及び運輸部長以下、全営業(支)所長が参加し、安全輸送に対する取り組み等を協議する。	*毎月、1回開催。
3. 安全安心対策会議	安全統括管理者、運輸部担当役員及び運輸部長以下、地区長が参加し、輸送の安全に関する方針・目標・計画・実施状況及びその管理体制を確立し維持するための協議を行う。	*3ヶ月毎に開催。
4. 地区連絡会議	大阪地区、京滋地区と各々開催し、運輸部担当役員及び運輸部長以下、各営業(支)所の係長(統括運行管理者)以上が参加し安全輸送に関する協議を行う。	*3ヶ月毎に開催。(大阪地区と京滋地区の2地区に分けて開催)
5. 現場会議	各営業(支)所単位で所長会議等の報告及び各営業(支)所の現状認識、問題点など所内での意志疎通を図る。	*各営業所単位で、毎月1回開催。
6. 事故防止・お客様接遇向上懇談会	各営業(支)所単位で労使協調のもと、乗務員参加の安全対策会議。(事故の分析、ヒヤリハット体験事例の分析と対策など)	*各営業所単位で、毎月1回開催。
7. 中央事故防止・お客様接遇向上対策委員会	会社側、組合本部が協議の上、開催し、事故防止、お客様接遇の向上について分析や防止策の議論を行う。	*年2回開催。(春・秋頃)
8. その他	①受託事業安全安心委員会の開催。	*毎月、1回開催。
	②臨時所長会議の開催。	*必要に応じ随時実施。
	③社長達・運輸部長達・所長達による示達。	*必要に応じ随時実施。
	④業務連絡(管理課長名)による連絡・指示。	*必要に応じ随時実施。
	⑤所属員に対する個人カンセリングの実施。	*必要に応じ随時実施。
	⑥その他(社内報、壁新聞、危険箇所マップなどによる啓蒙)	*社内報は、年4回定期発行。その他は、随時実施。

【別紙C】

平成21年度 輸送の安全に関する目標・計画と実施・実績(教育・研修計画含む)

目 標	計 画	実施・実績	輸送の安全に関する投資
<p>1. 有責事故対前年比 10 %の削減</p> <p>2. 弊社が第一当事者となる重大事故件数0件</p>	<p>【輸送の安全に関する計画】</p> <p>(1)安全運動</p> <ul style="list-style-type: none"> * 春の全国交通安全運動 * 夏の交通安全運動 * 秋の全国交通安全運動 * 年末年始輸送の安全総点検 * 環境にやさしいエコドライブ運動 <p>上記安全運動を中心に当社独自の事故防止運動を展開し、輸送の安全性の向上に努めます。</p> <p>① 運転関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点呼の厳正化を図るため、点呼査察(点呼立会い)を実施します。 ・ 安全統括管理者及び運輸部長等による職場巡回を実施します。 ・ 本社管理職による添乗査察を実施し、運転と運転に対する姿勢・接遇向上を図ります。 ・ 事件事例等の情報共有、研究を進め同種の事故の再発防止に努めます。 ・ 新たに、事故を複数回起こした乗務員に対する研修(運転事故惹起者研修)を実施し、個別指導の強化を図ります。 ・ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の検査を新規雇用運転手に検査を実施します。 平成20年度で対象運転手全員の検査が終了したので、引き続き検査結果によりカウンセリングを行い治療するよう指導します。 ・ 安全意識の向上を図るため、運転記録証明の提出を義務付け、勤務時間外においても法令違反の抑制に努めます。 ・ 適性診断受診機材を導入し、運輸安全マネジメントの積極的な取り組みを実施します。 ・ アルコール検知器を刷新し、より厳正な点呼の実施を図ります。 <p>② 車両関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノンステップバス、ワンステップバスの導入 乗合バスの代替車両としてノンステップバス 15両、ワンステップバス 22両を導入し、安全性の向上を図ります。 ・ デジタコの導入 18年度よりデジタコを導入しており、残り車両にデジタコを導入し運行管理面の充実を図ります。 <p>(2)運転保安に対するヒヤリハットを報告する体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故に至らなかったヒヤリハット体験を報告する体制を実施し、収集分析して事故防止に努めます。 <p>【輸送の安全に関する教育及び研修計画】</p> <p>(1)管理者に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社教習所で安全運行に関する1日研修を実施する。 <p>(2)乗務員に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社教習所で輸送の安全、安心に関する1日研修を引き続き実施します。(21年度上半期で全員終了予定) ・ 19年7月より実施している上記1日研修終了後、クレフィール湖東の運転手1日安全研修コースを月10名程度受講します。 	<ul style="list-style-type: none"> * 春の全国交通安全運動を実施。(4/6~4/15) * 車内事故防止キャンペーンを実施。(7/1~7/31) * 夏の事故防止運動を実施。(7/21~8/20) * 秋の全国交通安全運動を実施。(9/21~9/30) * 年末年始輸送の安全総点検を実施。(12/10~1/10) * 環境にやさしいエコドライブ運動 [エコドライブ強化期間]を実施。(10/1~11/30) * 交通安全講習会の開催。 * 事故「0」の日の取り組み。 * 飲酒チェック等点呼要領に基づく厳正な点呼。 * 社長・安全統括管理者・運輸部担当役員及び 運輸部長職場巡回を実施。 * 本社管理職による添乗査察を実施(のべ3,104名) * 安全安心対策課による重点添乗査察を実施。(のべ2,042名) * 査察結果に基づく所属長等による教育・指導。 * SAS検査を実施。(23名受診) ・ 要注意者に対して、所属長よりカウンセリングを実施。 * インターネット適性診断システム「ナスバネット」を2台導入 * 飲酒に関するカウンセリング。 ・ 「飲酒撲滅の協力」についての家庭訪問。 * 健康診断結果に基づく要注意者等の日常観察の徹底。 * ノンステップ12両、ワンステップ22両導入 * デジタコ導入車両(枚方7両、大津2両) * 3ヶ月毎に収集したヒヤリハットを分析し、本社へ報告する体制を実施。 * NASVA安全マネジメント講習会参加。(7/25) * 事業用自動車総合安全プラン2009の研修会参加。(9/18) * NASVA安全マネジメント内部監査講習会参加。(11/18) * 運輸安全マネジメントシンポジウム研修会参加。(1/27) * NASVA安全マネジメント支援ツール講習会参加。(2/9) * 内部監査の実施。(2/26) * 管理者教育・係長教習 「適性診断活用講座」を受講。 (6名受講) * 係長・助役に対して「安全運行」等に関する1日研修を実施。 (94名受講) * 乗務員に対して「安全・安心」等に関する1日研修を実施。 (252名受講) * クレフィール湖東外部1日研修を実施。 (65名受講) 	<p>SAS検査 23名 126千円</p> <p>車両購入 34両 698,000千円 デジタコ搭載 9両 675千円</p>